

第 2 3 0 回  
福岡県都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 8 月 2 8 日  
博多サンヒルズホテル

午前 10時30分 開会

(山本都市計画課長補佐) 定刻となりました。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山本と申します。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、県庁では、省エネルギーのための軽装、いわゆるクールビズを実施しております。委員の皆様におかれましても、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。

現在、25名の委員の皆様が御出席でございます。これにより、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

次に、次第の配付資料一覧でございます資料の御確認をお願いいたします。本日の資料は、全部で6点でございます。

まず、本日の第230回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第230回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判縦長の冊子でございます。

2点目は、A3判横長の冊子で、付議案件に係る資料として配付しております「第230回福岡県都市計画審議会委員用資料」でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、審議会の委員名簿、審議会条例及び配席図の3点でございます。

以上、次第も含めまして全部で6点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の議題につきましては、第230回福岡県都市計画審議会議案等一覧に記載のとおりでございます。順に御説明します。議案につきましては、全部で6議案でございます。

第3790号議案から第3793号議案までの4議案が、区域区分の変更についての議案でございます。

次に、第3794号議案が、北九州広域都市計画臨港地区の変更についての議案でございます。

その次の第3795号議案が、京築広域景観計画の変更についての議案でございます。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が行うことになっております。武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) おはようございます。今日は、暑い中お集まりくださりまして、ありがとうございました。

それでは、定足数に達しておりますので、第230回福岡県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただきますので、御了承お願いいたします。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されて、マイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言くださいますよう、お願いいたします。

本審議会は平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会議場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴して下さいますよう御協力をお願いいたします。

今日は、審議につきまして報道して下さるとのことですので、報道機関の方が見えております。取材の時間をしばらくとりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。大体、写真は撮られましたか。よろしいですか。規定上、審議が始まってからは撮影を認めないことになっていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これから先につきましては、カメラ撮影等、一切お断りしております。これが守られない場合には、即刻、御退室いただきますので、御協力くださいますよう、お願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員7名に交代がありましたので、御紹介いたします。

関係行政機関の職員である2号委員として、九州運輸局長の加賀至様。今日は、代理として河津様においでいただいております。河津様、一言、御挨拶いただけますでしょうか。

(加賀代理委員) 今日は前任の佐々木が7月7日付で交代いたしまして、着任しました加賀の代理として出席させていただきます河津と申します。よろしくお願いいたします。

(武居会長) どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく2号委員として、九州地方整備局長の増田博行様。今日は、代理として鈴木様においでいただいております。鈴木様、一言、御挨拶いただけますでしょうか。

(増田代理委員) 九州地方整備局増田の代理で出席しております鈴木と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(武居会長) どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、県議会の議員である4号委員として、中牟田伸二様。中牟田様、一言、御挨拶いただけますでしょうか。

(中牟田委員) 中牟田でございます。このたび審議会に入ることになりました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(武居会長) どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、同じく4号委員として、板橋聡様。板橋様、一言、御挨拶いただけますでしょうか。

(板橋委員) みやま市から選出されております福岡県議会議員の板橋でございます。よろしくお願ひします。

(武居会長) どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、同じく4号委員として、渡辺美穂様。渡辺様、一言、御挨拶いただけますでしょうか。

(渡辺委員) 太宰府市選出の渡辺美穂と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(武居会長) どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、市町村議会の議長を代表する5号委員として、井上秀作様。井上様は本日欠席の御連絡を頂いております。

続きまして、同じく5号委員として、坂本東二郎様。坂本様、一言御挨拶いただけますでしょうか。

(坂本委員) 皆様、おはようございます。私は、福岡県の町村議会議長会の会長として本会に出席させていただいております坂本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(武居会長) どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は6件の議案の審議ということですが、第3790号議案から第3794号議案までの5議案につきましては、関連性がありますことから、事務局から一括してお諮りしたいとのことですので、そのように進めさせていただきたいと思ひます。

では、幹事であります県都市計画課長の方から御説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(酒井幹事) 都市計画課長の酒井でございます。

それでは、第3790号議案から第3794号議案までの5議案につきまして、一括して説明させていただきます。なお、説明につきましては、お手元の委員用資料と前面のスクリーン

で行わせていただきます。

表紙を1枚めくっていただきますと、資料の右下にページ番号を付けております。1ページ目は、議案の概要につきまして一覧表としてまとめたものでございます。表の左側から議案番号、都市計画区域名、番号、市町、地区名、面積、概要、それと欄外には右の地図におけるおおむねの位置を記載しております。今回の区域区分の変更は、市街化区域に編入する個別案件に関するものと人口フレームの二つについてでございます。

人口フレームとは、将来推計人口を基に将来市街地に居住する人口規模を示すものであり、これを基に市街化区域の規模が算定されます。福岡広域、北九州広域、久留米小郡の都市計画区域につきましては、個別の編入案件がございますので、この後、案件ごとの内容を御説明させていただきます。大牟田都市計画区域につきましては、個別の編入案件はありませんので、人口フレームのみの変更を御説明させていただきます。

また、臨港地区につきましては、苅田町の区域区分の変更と併せて行うものでございます。

それでは、議案番号順に説明させていただきます。

初めに、第3790号議案、福岡広域都市計画区域区分の変更についてでございます。対象は6市町13地区でございます。

委員用資料の2ページをお開きください。

春日市の南部白水地区でございます。春日市の南部に位置する約47.3ヘクタールの地区で、大野城市及び那珂川町と接しております。本地区は、平成17年から大規模開発事業により基盤整備が行われてきた地区で、現在、多くの店舗や住宅等が立ち並び、おおむね市街地が形成されております。土地利用計画としましては、地区を横断する幹線道路の沿道に店舗等の商業地を配置し、南側一帯は低層住宅地を配置した計画です。

続きまして、委員用資料の3ページをお開きください。

粕屋町の酒殿駅南地区でございます。粕屋町の南部、JR酒殿駅前に位置する約13.3ヘクタールの地区で、周辺には駕与丁公園や大規模商業施設のイオンモール福岡が立地しています。現況は田畑でございまして、地区の北側をJR香椎線が走っており、その中ほどにJR酒殿駅があります。粕屋町の都市計画マスタープランで新たな拠点として位置付けられているJR酒殿駅周辺の新市街地の整備構想に基づきまして、資料右上の図中の①の地区において、土地区画整理事業による市街地整備が行われる予定です。土地利用計画としましては、地区内を二つのエリアに分け、A地区については主に低層住宅地を配置し、

B地区については周辺の住環境に配慮しつつ、生活利便施設として店舗や病院等の立地を図る予定です。

続きまして、委員用資料の4ページをお開きください。

古賀市の病院・千鳥地区でございます。JR古賀駅から1.7キロメートル、千鳥駅から0.9キロメートルに位置する約11.5ヘクタールの地区です。現在、主に地区の東側は戸建ての低層住宅が立ち並び、西側は医療系の公共施設等が立地しております。本地区は、市街化区域編入を見据え、良好な住環境の形成と周辺地域と調和した公共施設の維持を図るため、これまで地区計画を策定し、まちづくりに係る意識醸成に努めてきた地区です。今後も良好な市街地の形成を図ることとしております。

続きまして、委員用資料の5ページをお開きください。

新宮町の原上国道3号沿道地区でございます。新宮町の南部、国道3号沿道に位置する約5.9ヘクタールの地区です。現在、地区内には、沿道サービス施設としての飲食店やガソリンスタンド等が立地しており、周辺と一帯の市街地として形成されております。今後も国道3号の沿道サービスの増進と周辺市街地との調和が図られた良好な市街地を形成することとしております。

続きまして、委員用資料の6ページをお開きください。

篠栗町の津波黒地区でございます。篠栗町の中心部から北約1キロメートルに位置する約25.1ヘクタールの地区で、国道201号沿道の交通アクセスの便利な地区です。現況は、国道201号の北側の丘陵地は九大の演習林跡地として、現在もそのままとなっております。また、沿道は小規模な飲食店等が立ち並んでいます。土地利用計画としまして、林地部分は広域交通ネットワークの利便性を生かした産業団地地区として、民間開発事業による団地形成を行う予定です。また、沿道地区につきましては、今後も沿道サービスとしての小規模な利便施設等を誘導していくこととしています。

続きまして、委員用資料の7ページをお開きください。

篠栗町の乙犬地区でございます。篠栗町の南西部に位置する約2.0ヘクタールの地区で、3辺を市街化区域に囲まれている土地です。福岡インターチェンジにつながる県道福岡篠栗線、JR篠栗線の門松駅に近接していることから、都市的土地利用のポテンシャルが高く、また、周辺の市街地では住宅の需要が高い地域でもございます。現況は、市街地に囲まれた田畑となっております。篠栗町の都市計画マスタープランにおいて、良好な低層住宅地の形成を図る地区として位置付けられており、民間事業者による計画的な住宅地開発に

よる良好な住宅地を整備する予定です。

続きまして、委員用資料の8ページをお開きください。

宗像市の東郷1丁目地区でございます。J R東郷駅から北東に1.5キロメートル、J R赤間駅から西に2.5キロメートルに位置する約6.5ヘクタールの地区で、3方を市街化区域に囲まれています。現在、主な施設としまして宗像市役所、県の総合庁舎、宗像警察署といった官公署が立地しております。今後もこれらの行政機能の維持と、周辺市街地と調和した土地利用を図っていくこととしています。

続きまして、委員用資料の9ページをお開きください。

宗像市の朝野地区でございます。J R東郷駅から南東に3.8キロメートル、J R赤間駅から南に2.8キロメートルに位置している大規模開発住宅団地の一部です。この団地内の3か所について境界の明確化による変更を行うものです。現況の地形地物と区域区分の境界が整合していない部分につきまして、現況の地形地物に区域区分の境界を合わせるものです。資料右の図中で赤色で表示している箇所が市街化区域となる部分、青色で表示している箇所が市街化調整区域となる部分です。

続きまして、委員用資料の10ページをお開きください。

宗像市の光岡地区でございます。J R東郷駅から南東に2.9キロメートル、J R赤間駅から南西に2.4キロメートルの国道3号沿いに位置している地区の一部です。市街化区域の境界をまたいで老人保健施設が立地しています。これまで施設の増築等に際しまして、このように敷地の一部が市街化調整区域となっていたため、その都度、開発許可を得て増築が行われていました。今回、将来的な土地利用も踏まえた市と地権者の協議により、区域区分の境界について、現況の敷地形状に合わせるものです。

続きまして、委員用資料の11ページをお開きください。

宗像市の野坂地区でございます。J R東郷駅から南東に3.4キロメートル、J R赤間駅から南に2.3キロメートルに位置する約2.6ヘクタールの地区で、国道3号の沿道にあります。沿道という立地条件から、これまで開発許可で建築された店舗や医療施設等が立ち並んでおり、周辺と一体となった市街地が形成されています。今後も国道3号沿道における良好な市街地の形成を図ることとしています。

続きまして、委員用資料の12ページをお開きください。

宗像市の久原地区でございます。J R東郷駅から東に1.8キロメートル、J R赤間駅から南西に2.5キロメートルに位置する約32.2ヘクタールの地区です。現在、宗像ユリックスを

中心としたスポーツ文化施設や福祉施設等が立地しているエリアです。今後も宗像市におけるスポーツ、文化、福祉機能の中心的な地区として、周辺環境と調和した土地利用を図っていくこととしています。

続きまして、委員用資料の13ページをお開きください。

宗像市の河東地区でございます。JR東郷駅から北東に2.4キロメートル、JR赤間駅から北西に3.1キロメートルに位置しています。大規模住宅団地として整備された地域の縁辺部にあり、現在は地権者が畑として利用しています。市と地権者で協議を行いまして、今後も宅地開発の見込みがなく、営農を継続したい意向であることから、市街化調整区域とするものです。

続きまして、第3791号議案、北九州広域都市計画区域区分の変更の概要について説明させていただきます。対象は苅田町の1地区です。委員用資料の14ページをお開きください。

苅田町の新松山臨海工業団地地区でございます。苅田町の北東部に位置する約38.7ヘクタールの地区で、北九州空港・東九州自動車道に近接した場所です。苅田港港湾計画に基づき、港湾機能の増進を目的に、公有水面を埋め立てた土地です。平成26年11月に県の公有水面埋立事業が竣工した後、企業誘致を行うため、平成27年4月に地区計画を先行して定めております。後ほど説明させていただきますが、今回の市街化区域編入と併せまして、臨港地区の指定も同時に行う予定です。

続きまして、第3792号議案、久留米小郡都市計画区域区分の変更の概要について御説明させていただきます。対象は小郡市の2地区です。委員用資料の15ページをお開きください。

小郡市の三沢駅南地区でございます。西鉄天神大牟田線三沢駅の南東100メートルに位置する約3.4ヘクタールの地区で、交通利便性の高い地区です。本地区は平成27年に地区計画を定め、民間開発事業による基盤整備が進められ、現在、住宅建設が始まっております。土地利用としましては、図面のA地区は、周辺の住宅地と調和のとれた低層の戸建て住宅地として、またB地区は西鉄三沢駅に近いという好条件を生かした土地利用を図っていくこととしております。

続きまして、委員用資料の16ページをお開きください。

小郡市の津古地区でございます。小郡市北部に位置する約12.5ヘクタールの地区で、西鉄津古駅に近接し、また津古駅とJR原田駅を結ぶ原田駅東福童線の沿道にあります。現在、沿道サービス施設としてのガソリンスタンドや飲食店が立ち並んでいるほか、病院や

保育所、住宅等も立地しています。土地利用計画としましては、沿道サービス施設や周辺住民のための生活利便施設の立地誘導を図っていくこととしています。

続きまして、第3793号議案、大牟田都市計画区域区分の変更の概要について説明させていただきます。大牟田都市計画につきましては、今回、市街化区域と市街化調整区域の間での個別の編入案件はなく、人口フレームのみの変更を行うものです。

続きまして、第3794号議案、北九州広域都市計画臨港地区の変更の概要について説明させていただきます。先ほど御説明いたしました苅田港の埋立地の市街化区域編入と併せまして、臨港地区の区域を広げるものでございます。重要港湾である苅田港につきましては、臨港地区の決定変更は、都市計画法に基づき県が行うこととなっております。臨港地区とは、港湾機能の維持増進を図るために定める地域地区で、港湾管理者が港湾法に基づき港湾機能として必要な施設の種類に応じた商港区や工業港区などの分区を定めるために必要な都市計画でございます。分区の指定につきましては、現在、県土整備部の港湾課で手続を行っており、本臨港地区の変更と同時に決定する予定でございます。

これまでの主な手続でございますが、関係市町から編入地区等の案の申出を受けまして、今年2月に公聴会開催に係る案の閲覧を行いました。閲覧者は11名でしたが、公述の申出はございませんでした。また、6月に法定縦覧を行いました。縦覧者12名でしたが、意見の提出はございませんでした。なお、国の事前協議、関係市町への意見聴取につきましても、法令に基づき行っております。

今後の日程でございますが、本日、御審議いただき、御了承いただきました後には、国土交通大臣への同意を求めまして、その後、変更の告示を行うこととしております。告示の時期につきましては、おおむね10月下旬を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) 説明ありがとうございました。では、ただ今の説明を踏まえた上で、御質問や御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

どうぞ、1番、寺町委員。

(寺町委員) 1番の寺町です。念のため確認をさせていただきたいのですが、今、御説明いただいた変更する自治体の中で、立地適正化計画を、もし、策定している自治体があるとした場合、今回の変更等と齟齬があるようなことはないですねという確認の質問です。

(武居会長) ありがとうございました。では、酒井幹事よろしいですか。

(酒井幹事) お答え申し上げます。

既に、立地適正化計画をつくっているところは、県内では北九州市・飯塚市・久留米市でございます。立地適正化計画をつくっている途中のところもございますが、そこも含めまして齟齬は、全くございません。

(武居会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(寺町委員) 分かりました。

(武居会長) そのほかに御質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございます。

続きまして、第3795号議案につきましてお諮りしたいと思いますので、説明をお願いいたします。酒井幹事、よろしく願いいたします。

(酒井幹事) それでは、次に議案第3795号、京築広域景観計画の変更について説明させていただきます。お手元の委員用資料及び前面のスクリーンで説明いたします。

本計画は、京築地域の景観を保全・活用するため、平成23年に景観法に基づき策定したものでございます。景観計画の対象区域としましては、京築地域7市町です。本計画では、京築地域を同じような景観特性や景観形成の方針を有する領域として景域ごとに区分して景域・軸を設定しております。山と谷筋の景域、田園と海の景域、住宅・商業市街地の景域、工業市街地の景域、みちの軸という四つの景域と地域内外をつなぐ主要な幹線道路を軸として基準を定めております。また、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区として、景観形成重点地区を定めております。

この写真は、苅田町側から北九州空港方面を映したものと新松山臨海工業団地を真上から見たものです。写真の下側に見えますのが、東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジで、写真の右上に見えますのが北九州空港です。赤色で着色している部分が、今回、公有水面を埋め立てたことにより生じた土地です。

景観計画の変更内容は2点でございます。

1点目は、公有水面埋め立てを行った土地に対する景域の設定です。背後地と同様に工業用地としての土地利用を行うことから、工業市街地の景域を設定します。

2点目は、景観形成重点地区の図面の変更です。現行計画では、景観形成重点地区に、

新北九州空港道路沿いの苅田町臨空産業団地の地区計画の区域、新北九州空港道路沿いの工業専用地域で道路端から約50メートルの範囲、連絡橋及び新北九州空港島の苅田町側を定めており、公有水面埋立てを行った地区のうち、該当する部分を組み入れます。

最後に、京築広域景観計画の変更スケジュールについて説明いたします。

変更案について、平成29年5月26日から6月12日まで、県庁及び苅田町役場にて閲覧に供しましたが、閲覧者、公述申出者ともにおりませんでしたので、公聴会は開催しておりません。また、関係する市町に意見照会を行いました。特段、意見は頂いておりません。

福岡県美しいまちづくり条例第15条第2項において、景観計画を変更しようとする場合は、県景観審議会の意見を聴かなければならないとされており、去る7月10日に景観審議会を開催し、御了承いただいております。景観法第9条第8項の規定により準用する同条第2項の規定により、景観行政団体が景観計画を変更する場合は、都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされており、本日、御審議をお願いしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(武居会長) 説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、委員の方々におかれましては、御質問や御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御異議がないようでしたら、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決したいと思います。ありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。事務局から報告事項があります。それでは、酒井幹事、お願いいたします。

(酒井幹事) 会場の壁に張り出しております図でございます。都市計画区域を持つ市町で構成している福岡県都市計画協会と福岡県が協力して作成しました広域の都市計画図でございます。

県民の生活圏は市町村境を越えて広がっている中、都市計画行政についても市町村の連携を図ることが課題となっております。こうした広域の都市計画図は広域で都市計画道路や用途地域などを検討する際に活用できるものと考え、都市計画協会の会員市町に既にお配りしております。さらに都市計画行政の連携を図るため、県内の複数の地域で開催しておりますまちづくり勉強会でも活用しているところです。

報告事項は以上でございます。

(武居会長) 御報告ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして、何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 御質問等がないようでしたら、報告は終わりということにさせていただきます。

本日は、長時間にわたり円滑な議事進行に御協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

ここで、運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、2番の藤井委員と6番の平井委員をお願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、後日、事務局から連絡させていただきます。委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますようお願いいたします。

本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11時04分 閉会

以上のとおり、第230回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員